(注19)　接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
(注20)　運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
(注21)　保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
(注22)　調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
(注23)　事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
(注24)　発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
(注25)　右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
(注26)　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
(注27)　標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
(注28)　当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
(注29)　公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請(提出)日までの間に発行された原本に限る。
(注30)　登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
(注31)　建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
(注32)　発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
(注33)　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
(注34)　ＲＰＳ設備であった発電設備等について認定申請（提出）する場合は、当該発電設備の売電開始年月日を証する書類を添付すること。
(注35)　当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類を添付すること。
(注36)　当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。
(注37)　バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
(注38)　地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
(注39)　発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
(注40)　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
(注41)　燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
(注42)　燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。
(注43)　バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
(注44)　バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
(注45)　起動時又は停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載すること。使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第１の２（第４条の２関係）

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　　所　（〒　　―　　）
（注１）
氏　　名
（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　―

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画　　第１表による
担当経済産業局（注２）　＿＿＿